

【1】

この条例を当局が提案する前提は、犯罪が増えており、治安が悪化しているということにあります。

しかしその前提条件が間違っていることは「犯罪白書」の数字からも明らかです。日本の犯罪状況を詳しく分析した、河合幹雄さんの『安全神話崩壊のパラドックス』（岩波書店 2004年8月）では、「犯罪実数は増加していないし、治安の急激な悪化も起きてない」「最近5年の認知件数の急増は、実は統計の取り方の変化などが原因で実数の急増ではない」ことが、明確に示されています。

条例案が重点を置いている「青少年」についても、青少年犯罪もこれまた増えていないことが明らかとなっています。

つまり、当局提案はその前提条件を完全に欠いているのです。

【2】

この条例は犯罪防止の名目で監視カメラ設置を推進しようというものです。

しかしながら、監視カメラは犯罪抑止に効果がありません。

監視カメラ先進国・イギリスの内務省の研究報告資料（2002年8月）では、「都市の中心部および公共の建造物」「公共交通機関」の領域において効果なし、駐車場については効果ありの結果が報告されています。

また国際的な研究者ネットワーク「キャンベル共同計画」の報告書でも、アメリカの監視カメラは効果なし、イギリスでは駐車場を除いて効果がないことが明らかにされています。

私も杉並区の視察で話を聞いてきましたが、犯罪が「周辺化」するだけで、効果はないとのこと。また岡山市当局も、効果ありとの満足なデータを示すことは出来ていません。

つまりこれまた「前提条件」を欠いているのです。

【3】

さらに監視カメラの大きな問題は、憲法第13条が保障する肖像権・プライバシーの侵害です。

ところが岡山市当局も「個人情報保護という重要な問題を内包している」と認めながらも、「その設置者においては管理規定などの整備が必要になると考えています」と述べるのみで、事実上放置しています。

市がその条例で、警察という公権力との協議をした上での監視カメラの設置を奨励しておきながら、問題の放置とは、あまりにも無責任と言わざるをえません。

最低限のこととして、条例案と共に、カメラの管理規定などを示し議論すべきでした。

言うまでもありませんが、最高裁判所は「個人の生活上の自由の一つとして、何人も、その承認なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有する」とし、犯罪捜査における撮影を厳しく制限しています。

犯罪抑止の明確な効果も期待できず、プライバシー保護策もないまま、監視カメラの設置が行われていくことは到底許されません。

今日の急速な情報社会化の中では、特に注意しなければならない問題です。

【4】

誰も安全で安心してくらすことのできる社会を望んでおり、それを実現するのは行政の責任の一つです。そのためには犯罪の原因こそが取り除かれねばなりません。

ところが条例案は「ライフスタイルや価値観の多様化、都市化の進展、世帯の小規模化、地域コミュニティの衰退により、モラル・マナー意識が低下してきた」ことに問題があるかのように述べています。

個人質問において、本当にこれらが原因なのか、ではどのような社会をめざすのかと質問しましたが、何らまともな返答はありませんでした。「一般的に認識されている」では、あまりにもお粗末な回答ではありませんか。

結局のところ、岡山市には犯罪発生の原因を取り除くという意味が初めから欠落しているのです。

個人質問において国連児童基金（ユニセフ）の、日本など先進国の多くで、各国内の「貧困層」に属する子ども（18歳未満）の割合が増えているとする調査報告を紹介しました。日本も2000年のデータで子ども全体の14・3%が「貧困層」にあたり、90年代初めに比べて2・3ポイント増加しているとのことでした。

貧困など犯罪の背景となる可能性が明らかな要因をどう取り除くかこそが、行政の仕事ではないのですか。

【5】

条例案は「基本理念」において市民に対して「安全意識の向上」を求め、「市民の責務」として「地域社会における連帯意識を高めること」を求めています。そして市や警察の実施する施策への協力も求めています。

憲法19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と定めています。

言うまでもなくこの規定は、旧憲法下の治安維持法等による、国家による人権侵害に対する深い反省に立って作られたものです。

ところが今日、チラシを撒いただけで逮捕され起訴されるという異常な事態が生まれています。「警察国家」への道を歩んでいるのではないか、との危惧を捨て去ることはできません。

そのような時に、警察への協力という特定の方向性をもった「意識」を持つことを条例で規定することには、大きな疑問があります。

「人の心の中には法は立ち入らない」-----これは近代法の原則です。

【6】

最後に青少年について述べます。なぜこの条例案は青少年を「犯罪予備軍」のように見なすのでしょうか、理解できません。

「青少年の健全な生活環境の確保」の節の中で、「ピンクちらし」「ヤミ金融ちらし」のことが掲げられています。しかし既に答弁でも明らかになったように、「ピンクちらしが青少年の犯罪に影響を与えているという資料はありません」し、「ヤミ金融ちらしと青少年の関係」についても把握されていません。

関係性を明らかにできないのであれば、削除すべきではありませんか。

思い返していただきたいが、「全国にも例が無い」として胸をはって作り始めた条例です。最初に「目玉」としていたのは「車両プレートの折り曲げなどに対する罰則を設ける」ということでした。多くのマスコミも見出しとしてそれを使ったはずでした。

しかしながら法務省、検察庁との協議で「道路運送車両法で規制している」ということで、条例には盛り込まないこととなりました。当然のことですね。

同時に検察庁は、「条例の目的である青少年の健全育成と、本規制との関連性には疑問がある」と正しく指摘しています。

条例案に残された、ピンクちらしや、ヤミ金ちらしなどにもそれはあてはまります。

法務省との協議で、条例案がずたずたにされた段階で、根本的に再検討するべきでした。総合政策審議会にも再度かけ、市民からのパブリックコメントも求めるべきでした。

「全国初」と岡山市は胸を張りましたが、はっきり言って「条例としての体をなしていない」としか言いようのない、稚拙な条例案となっています。

この条例案は廃案とすべきです。